

全建事発第 058 号  
令和 3 年 7 月 14 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた  
企業統治の強化及びコンプライアンスの再徹底について（要請）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業の適正な実施に向けた企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底については、令和 2 年 9 月 3 日付け全建事発第 087 号によりお願いしたところですが、このたび、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事に関連する元請事業者の元社員が、当該事業における所得税法違反で起訴されたことから、令和 3 年 7 月 13 日に、環境省環境再生・資源循環局長より本会に対し、企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について改めて要請があり、別添を手交されました。

つきましては、本件について、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【担当】 事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

環循特発第 2107122 号

令和 3 年 7 月 13 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 奥村 太加典 殿

環境省環境再生・資源循環局長 室石 泰弘

今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた  
企業統治の強化及びコンプライアンスの再徹底について（要請）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知、令和 2 年 9 月 2 日付（環循事発第 2009021 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところで

す。  
それにもかかわらず、この度、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事に関連する元請事業者の元社員が、当該事業の下請事業者から金銭を受領したものの、確定申告を提出せず所得税を免れたとして所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴されるという不正が再び判明しました。

こうした行為は、福島環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安・懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながるものです。

貴団体におかれては、このような認識の下、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を図っていただくよう改めて強く要請します。